

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十一号

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。  
第四十二条中「徳島町」を「寺島本町西一丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。